

平成24年第6回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	19
平成24年第6回常陸太田市議会定例会会期日程	20

◎第1号 12月7日（金）

○議事日程（第1号）	21
○本日の会議に付した事件	21
○出席議員	22
○説明のため出席した者	22
○事務局職員出席者	22
開 会	22
開 議	22
○会議録署名議員の指名	23
○諸般の報告	23
○日程第 1 会期の決定	25
○日程第 2 報告第20号ないし報告第21号（一括上程）	26
○日程第 3 議案第81号ないし議案第90号（一括上程）	27
提案理由説明	27
○日程第 4 議案第91号ないし議案第94号（一括上程）	33
提案理由説明	33
散 会	36

◎第2号 12月11日（火）

○議事日程（第2号）	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○説明のため出席した者	37
○事務局職員出席者	37
開 議	38
○日程第 1 一般質問 19番 黒沢 義久君	38
7番 益子 慎哉君	41
3番 木村 郁郎君	47
22番 宇野 隆子君	51
1番 藤田 謙二君	62

4 番 深谷 渉君	7 0
5 番 鈴木 二郎君	7 9
散 会	8 8

◎第3号 12月12日(水)

○議事日程(第3号)	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出席議員	8 9
○説明のため出席した者	8 9
○事務局職員出席者	8 9
開 議	9 0
○日程第 1 一般質問 9 番 深谷 秀峰君	9 0
8 番 菊池 伸也君	9 8
6 番 平山 晶邦君	1 0 4
散 会	1 1 4

◎第4号 12月13日(木)

○議事日程(第4号)	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○説明のため出席した者	1 1 5
○事務局職員出席者	1 1 6
開 議	1 1 6
○日程第 1 報告第20号ないし報告第21号(一括上程)	1 1 6
採 決	1 1 6
○日程第 2 議案質疑 議案第81号ないし議案第94号(一括上程)	1 1 6
質 疑 22 番 宇野 隆子君	1 1 6
○日程第 3 請願第4号ないし請願第5号	1 2 3
散 会	1 2 3

◎第5号 12月20日(木)

○議事日程(第5号)	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○説明のため出席した者	1 2 6
○事務局職員出席者	1 2 6

開 議	1 2 6
○日程第 1 委員長報告 議案第 8 1 号から議案第 9 4 号	
請願第 4 号ないし請願第 5 号	
総務委員長 益子 慎哉君	1 2 6
文教民生委員長 深谷 秀峰君	1 2 7
産業建設委員長 高星 勝幸君	1 2 7
討 論 2 2 番 宇野 隆子君	1 2 8
採 決	1 2 9
○日程第 2 議員提案第 6 号ないし議員提案第 8 号	1 3 0
提案理由説明	1 3 0
討 論 2 2 番 宇野 隆子君	1 3 2
採 決	1 3 3
○日程第 3 議員派遣について	1 3 4
採 決	1 3 4
○追加日程 議員提案第 9 号	1 3 5
提案理由説明	1 3 5
採 決	1 3 7
○追加日程 議員提案第 1 0 号	1 3 7
提案理由説明	1 3 8
採 決	1 3 9
閉 会	1 4 0

資 料

議案等委員会付託表	1 4 3
請願文書表（第 1 号）	1 4 4
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 4 6
総務委員会審査報告書	1 5 4
文教民生委員会審査報告書	1 5 5
産業建設委員会審査報告書	1 5 7
議員派遣について	1 5 8
B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書	1 5 9
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書	1 6 1

常陸太田市告示第 1 7 6 号

平成 2 4 年第 6 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 4 年 1 2 月 7 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成24年第6回常陸太田市議会定例会会期日程

平成24年12月7日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
12月 7日	金	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	休 会	議案調査
12月11日	火	本 会 議	1. 一般質問
12月12日	水	本 会 議	1. 一般質問
12月13日	木	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
12月14日	金	委 員 会	1. 総務委員会
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	委 員 会	1. 文教民生委員会
12月18日	火	委 員 会	1. 産業建設委員会
12月19日	水	休 会	議事整理
12月20日	木	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成24年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年12月7日（金）

議 事 日 程（第1号）

平成24年12月7日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））
報告第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 3 議案第81号 常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第82号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第83号 常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第84号 常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について
議案第85号 常陸太田市下水道条例の一部改正について
議案第86号 常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
議案第87号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
議案第88号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
議案第89号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
議案第90号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第91号 平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について
議案第92号 平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第93号 平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第94号 平成24年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第20号ないし報告第21号（一括上程・報告案件説明）

日程第 3 議案第 81 号ないし議案第 90 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第 91 号ないし議案第 94 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

13 番	後 藤 守 議 長	16 番	川 又 照 雄 副議長
1 番	藤 田 謙 二 議 員	2 番	赤 堀 平二郎 議 員
3 番	木 村 郁 郎 議 員	4 番	深 谷 渉 議 員
5 番	鈴 木 二 郎 議 員	6 番	平 山 晶 邦 議 員
7 番	益 子 慎 哉 議 員	8 番	菊 池 伸 也 議 員
9 番	深 谷 秀 峰 議 員	10 番	高 星 勝 幸 議 員
12 番	成 井 小太郎 議 員	13 番	茅 根 猛 議 員
14 番	片 野 宗 隆 議 員	15 番	福 地 正 文 議 員
16 番	山 口 恒 男 議 員	19 番	黒 沢 義 久 議 員
20 番	沢 畠 亮 議 員	21 番	高 木 将 議 員
22 番	宇 野 隆 子 議 員		

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	梅 原 勤 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	江 幡 治 総 務 部 長
佐 藤 啓 政策企画部長	岡 部 芳 雄 市民生活部長
塙 信 夫 保健福祉部長	井 坂 孝 行 産 業 部 長
鈴 木 典 夫 建 設 部 長	荻 津 一 成 会 計 管 理 者
鈴 木 則 文 上下水道部長	福 地 壽 之 消 防 長
山 崎 修 一 教 育 次 長	宇 野 智 明 秘 書 課 長
植 木 宏 総 務 課 長	中 村 弘 監 査 委 員

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	関 勝 則 次長兼議事係長
榊 一 行 総 務 係 長	

午前 10 時開会

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 21 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 24 年第 6 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○後藤守議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

5番 鈴木二郎議員 21番 高木将議員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告申し上げます。

去る10月19日、高萩市において県北市議会議長会が、同じく26日、つくば市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご了承願います。

次に、教育委員会から、平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書がお手元に配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問並びに茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣を9月議会で議決いたしておりましたが、11月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、平成24年10月及び11月例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	江 幡 治 君
政策企画部長	佐 藤 啓 君	市民生活部長	岡 部 芳 雄 君
保健福祉部長	塙 信 夫 君	産 業 部 長	井 坂 孝 行 君
建 設 部 長	鈴 木 典 夫 君	会 計 管 理 者	荻 津 一 成 君
上下水道部長	鈴 木 則 文 君	消 防 長	福 地 壽 之 君
教 育 次 長	山 崎 修 一 君	秘 書 課 長	宇 野 智 明 君
総 務 課 長	植 木 宏 君	監 査 委 員	中 村 弘 君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○後藤守議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。平成24年第6回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配をいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて国政では、野田首相が掲げました国の予算執行に不可欠な「公債発行特例法」「選挙制度改革関連法」及び社会保障制度改革国民会議設置の3つの課題に筋道がつけられたことから、先月16日に衆議院が解散いたしまして、ただいま選挙戦が繰り広げられているところでございます。

一方、国の平成25年度の予算編成につきましては、社会保障経費の自然増などによりまして、一般会計の概算要求が9兆8億8千万円と過去最大規模となる中、予算案の決定や税制改正案の策定が越年となる公算が大きい状況となっているところでございます。

本市の平成23年度決算におきましては、市債の発行を計画的に抑制してまいりました結果、一般会計の市債残高は2兆4億3千万円と着実に減少しているところでございます。地方交付税につきましては、東日本大震災に伴う震災復興特別交付税が措置されたことにより大幅な増額となりましたが、合併算定がえによる20億8,000万円が平成27年度から段階的に減額されることになっているところでございます。基金残高につきましては、地方交付税の増額や合併特例債の活用等により約1兆3億円と増加したものの、安易な取り崩しは行えない状況にございます。

こうした中で、地方財政については、8月31日に閣議決定された中期財政フレームにおきまして、地方の一般財源の総額が平成25年度から3カ年は平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしておりますものの、本市の場合、地方交付税における合併算定がえの終了を考慮した予算編成に当たる必要がございます。また、原発事故による風評被害や景気低迷などによる市税の減額なども懸念されるところでございます。

一方、歳出面では、新定員適正化計画による人件費の減少が見込まれるものの、高齢化に伴う福祉・医療・介護経費が増額となるほか、公共施設の耐震化などを進めなければならない状況にございます。また、本市の最重要課題であります少子化・人口減少抑制対策を初め、産業の振興、人材の育成、地域の活性化など、活力ある常陸太田市を創出するための施策に引き続き全力で取り組まなければならないと考えております。そのため、平成25年度の予算編成に当たりましては、行財政の合理化・効率化を念頭に置きまして、施策の有効性を十分に精査・検証の上進めてまいりたいと考えております。

次に、西山研修所の開設について申し上げます。茨城県立西山研修所が県から譲渡されることに伴い、豊かな人間形成と交流人口拡大のための拠点施設として、平成25年4月1日から「常陸太田市西山研修所」として開設してまいりたいと考えます。施設の概要、今後のスケジュール、管理運営の形態等につきましては11月の全員協議会でご説明申し上げましたが、設置及び管理に関する条例の制定について、今定例会に提案させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、10月下旬から11月にかけて当市内で開催しました常陸太田の秋の4大祭りにつ

いてご報告申し上げます。

初めに、里美かかし祭りにつきましては、今回が25回目の記念の開催でございまして、約8万人の来場者を得ることができました。また、竜神峡の紅葉祭りにつきましては、ようやく観光バスの乗り入れも回復の兆しが出てまいりまして、7万4,000人の渡橋者がございました。また、11月3日の文化の日には、開通以来19年目でようやく渡橋者の数が600万人を突破したところでございます。常陸秋そばフェスティバルにおきましては、会場を宮の郷工業団地に移しまして2年目になりますが、約5万5,000人の方に集まっていただきました。常陸太田秋祭りににつきましては、姉妹都市や交流都市の物産展等もあわせて開催いたしまして、約1万8,000人の来場者がございました。4つのお祭りとも人出は昨年度を大きく上回りまして、交流人口の拡大、そして地域経済の活性化に寄与できたものと思っております。

しかし、紅葉祭り期間中の竜神大吊橋渡橋者数を原発事故前の平成22年と比較いたしますと、いまだ77%の状況にございます。引き続き風評被害の払拭に全力で取り組むとともに、これらのイベントがより地域経済効果に結びつくよう工夫・努力をしてまいりたいと思います。

次に、市特産品認証制度についてご報告申し上げます。市内で生産される農林水産物や加工品の中で、特にすぐれた物や特徴的な物を特産品として認証しまして、消費者への販売PRを展開するとともに、生産拡大と新たな商品開発に結びつけるため、市特産品認証制度を創設いたしました。今回米、常陸秋そば・ヨーグルト・地酒など24件を認証いたしました。特産品の認証につきましては今後も順次進めてまいります。

次に、今回提案いたします一般会計の補正予算につきましては、障害者の自立支援給付費、生活保護費、新規就農者に対する交付金、道路維持補修工事費、消防救急無線と通信指令業務の共同整備負担金、北中学校体育館と里美文化センターの耐震診断委託料などを計上いたしました。

本日提案いたします案件でございますが、専決処分の承認案件2件、条例の制定及び一部改正にかかわるもの6件、指定管理者の指定4件、平成24年度の各会計補正予算4件、合わせて16件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長からご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり可決を賜りますようお願いを申し上げまして招集の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○後藤守議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月20日まで14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの14日間と決定いたしました。

日程第2 報告第20号ないし報告第21号

○後藤守議長 次、日程第2、報告第20号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））、報告第21号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号））、以上2件を一括議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、ご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。報告第20号でございます。報告第20号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年12月7日報告、市長名。

2ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、放射性物質除染調査測量設計に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）、平成24年11月12日、市長名。

4ページをお開きいただきます。平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）でございます。平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億3,323万8,000円とする。平成24年11月12日専決、市長名。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきます。

9ページをお開きいただきます。14款国庫支出金でございますが、2項5目消防費国庫補助金として歳出予算額と同額の1,255万8,000円を見込んでおります。歳出につきましては、10ページの8款1項5目災害対策費に「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、プラトーさとみ周辺の市道及び隣接森林の放射線量調査と放射性物質除染に伴う測量設計委託料1,255万8,000円を計上いたしました。

続きまして、11ページをお開きいただきます。報告第21号でございます。報告第21号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年12月7日報告、市長名。

12ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、衆議院議員総選挙に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）、平成24年11月19日、市長名。

14ページをお開きいただきます。平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）でございます。平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,251万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億6,575万3,000円とする。平成24年11月19日専決、市長名。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

19ページをお開きいただきます。歳入でございます。15款県支出金でございますが、3項1目総務費委託金として、歳出予算額と同額の3,251万5,000円を見込んでおります。

歳出につきましては、20ページでございます。2款4項5目衆議院議員総選挙費でございますが、選挙の執行に要する経費として合計3,251万5,000円の予算計上したものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第81号ないし議案第90号

○後藤守議長 次、日程第3、議案第81号常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第82号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第83号常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第84号常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、議案第85号常陸太田市下水道条例の一部改正について、議案第86号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議案第87号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第88号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第89号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第90号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、議案書24ページをお開きいただきます。議案第81号でございます。常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例の制定について、常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。平成24年12月7日提出、市長名。

提案理由でございますが、豊かな地域資源を活用した共同生活訓練等を通して、青少年及び成人の豊かな人間形成を図るとともに、交流人口の拡大を図り、もって活力ある地域づくりを目的とした施設を設置するため本条例を制定するものでございます。

この施設は、茨城県立西山研修所を県から譲渡されることに伴い、青少年及び成人の豊かな人

間形成を図るとともに、交流人口の拡大のための拠点施設として、平成２５年４月１日から常陸太田市西山研修所として開設するものでございます。

次の２５ページをお開きいただきたいと思います。第１条でございますが趣旨、第２条は設置、第３条は事業、第４条は指定管理者による管理、第５条は利用の許可。

それから、２６ページをお開きいただきますが、第６条は利用許可の制限、第７条は利用料金でございます。利用料金につきましては、２７ページ、別表に定めるとおりでございます。

戻りまして、第８条は利用料金の減免、第９条は利用許可の取り消し等、第１０条は損害賠償、第１１条は営利行為等の禁止。

２７ページをお開きいただきます。１２条は委任についての規定でございます。

附則で、本条例は平成２４年４月１日から施行するものでございます。

また、常陸太田市重要な公の施設に関する条例の一部改正をして、新たに当該施設を加えるものでございます。なお、２８ページから本条例に係る条例施行規則を添付してございます。

続きまして、３１ページをお開きいただきます。議案第８２号でございます。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

提案理由でございますが、本年８月８日に出されました人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、当市職員の給与を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

３３ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明させていただきます。

職員の昇給につきまして、第６条第５項の昇給及び昇給の号給数の規定から５５歳を超える職員を除くこととし、この職員に係る昇給の号給数につきましては、同条第６項におきまして、前項、「良好な成績で勤務したときは２号給」とされておりますものを「極めて良好」及び「特に良好」である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数を市規則で定める基準に従い決定するよう改正するものでございます。

３２ページに附則がございますが、この条例は平成２５年１月１日から施行するものでございます。

続きまして、３４ページをお開きいただきます。議案第８３号でございます。常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成２４年８月３０日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が平成２４年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

補足になりますが、国から地方への権限移譲を目的とする「第２次一括法」が制定されたことに伴い、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、関係施設には技術管理者を

置くことが義務づけられ、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資質に関する基準が定められておりましたが、これを法の改正後、１年以内に各地方自治体の条例で定めることになりました。このため、このたびこれを条例として定めるものでございます。

なお、この条例の規定に当たりましては、法令を十分に参酌した上で各地域に判断を任せておりますが、変更する理由がないことから現在の法令の基準をそのまま条例として定めてございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

３７ページをお開きいただきます。まず、常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例でございますが、第４条として新たに技術管理者の条項を設けるものでございまして、技術管理者の資格につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条第３項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものになります。

第１号でございますが、「技術士法」第２条第１項に規定する技術士であること。第２号、「技術士法」第２条第１項に規定する技術士であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。第３号で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の１７第２号イからチまでに掲げる者。第４号で、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者となります。

なお、５条以下につきましては、４条が挿入されたことによる繰り下げでございます。

次に、３８ページをお開きいただきます。常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例でございますが、これにつきましても技術管理者の資格として第４条を加えるものでございまして、この基準につきましては、前の清掃センターの設置及び管理に関する条例と全く同文でございます。また、５条以下につきましても繰り下げるものでございます。

この条例は、附則で平成２５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、３９ページをお開き願います。議案第８４号常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成２４年８月３０日に公布され、「水道法」の一部改正が平成２４年４月１日から施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

これにつきましては、前の議案第８３号の場合と同様に「第２次一括法」が制定されまして、これに基づき「水道法」が改正され、「水道法」第１２条及び第９条に記載されておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を地方自治体の条例に規定する必要があることから改正するものでございます。

なお、この条例の制定に当たりましては、法令を十分に参酌した上で各地域に判断を委ねられておりますが、本条例の場合も変更する理由がございませんので、現在の法令の基準をそのまま条例として定めております。

また、あわせまして、常陸太田市水道事業給水条例につきましては、「茨城県給水施設条例」の名称が「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例」へと改正されましたことから、あわせて改正するものでございます。

改正内容につきましては、46ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

常陸太田市簡易水道事業給水条例の第1条目的に、法改正により条例化する内容を、第7条の2に布設工事監督者を配置する工事、第7条の3に布設工事監督者の資格、第7条の4に水道技術管理者の資格を新たに規定するものでございます。

続きまして、50ページからの常陸太田市水道事業給水条例でございます。こちらは第5章の次に新たに第6章を加えるものでございます。第1条、目的ですが、法改正により条例化する内容をここに追加してございます。第38条の3は、県の条例の名称が改正されておりますので、今回の改正とあわせまして改正するものでございます。

続きまして、第6章を新たに加えまして、第39条に布設工事監督者を配置する工事、第40条に布設工事監督者の資格、第41条に水道技術管理者の資格を新たに規定するものでございます。

53ページをお開きいただきます。新しい規定を追加することにより、第6章を第7章に新たに繰り下げるものでございます。第39条も同様に繰り下げるものでございます。

45ページになりますが、附則がございます。この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

続きまして、54ページをお開きいただきます。議案第85号でございます。常陸太田市下水道条例の一部改正についてでございます。常陸太田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年12月7日提出、市長名。

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年8月30日に公布され、下水道法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

この改正につきましても、先の議案第83号、84号と同様に、「第2次一括法」の制定により「下水道法」が改正され、公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の基準、終末処理場の維持・管理に関する基準を地方公共団体の条例に規定する必要があることから改正するものでございます。

主な改正点でございますが、この条例化に伴い新たに用語を定義する必要があることから、用語ごとに条項を整理するとともに字句の修正を行うものでございます。

具体的には、59ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

目次中、第4章を公共下水道の施設に関する構造及び維持・管理に関する基準等に改めまして、現行の第4章と5章は、第5章と6章に繰り下げるものでございます。

59ページから60ページの第2条の用語の定義につきましては、第1号は、法改正に伴う条例化により、従来汚水のみでの定義としていたものを雨水を含めた用語である下水と汚水とに定義づけをされております。第2号、第3号及び第5号は、新たな用語であります排水施設、処理施

設、終末処理場を定義するためのものがございます。このことにより、その他の各号につきましては、用語及び項の整理を行うものがございます。

60ページから61ページにかけての、第9条の特定事業場からの下水の排除の制限から11条の除外施設の設置につきましては、従来汚水のみ規制としておりましたが、雨水も規制対象とするため、用語を下水に改めるなど字句の訂正をするものがございます。

61ページから64ページの第4章第23条から第27条につきましては、下水道法の一部改正により公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の基準、終末処理場の維持・管理に関する基準を条例で制定するものがございます。

64ページの28条以降につきましては、新しい条項が加わったことによる繰り下げでございます。

58ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、施行日に既に存する施設は従前の例によるものとしてございます。

続きまして、65ページをお開きいただきます。議案第86号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。

常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置・管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年12月7日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市金砂郷地区学校建設基金及び常陸太田市立里美中学校建設基金を学校施設の建設・整備及び公債費償還の財源に充てるため、本条例の一部改正を行うものがございます。

改正内容につきましては、67ページ及び68ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、67ページの常陸太田市金砂郷地区学校建設基金でございます。第1条の設置目的におきまして、現行では「学校校舎の建設及び整備」となっておりますが、統合中学校の建設及び体育館等の整備に充てるため、「学校施設の建設整備及び公債費の償還」に改めるものがございます。

次に、68ページの常陸太田市立里美中学校建設基金でございます。改正前の条例の名称は、「常陸太田市立里美中学校建設基金」となっておりますが、里美地区における統合小学校及び体育館等の整備に充てるため、「常陸太田市里美地区学校建設基金」に改め、次に、第1条におきまして、常陸太田市立里美中学校校舎の建設に必要な財源を確保するため、「常陸太田市立里美中学校建設基金」となっておりましたものを里美地区における学校施設の建設整備及び公債費の償還に必要な財源を確保するため、「常陸太田市里美地区学校建設基金」に改めるものがございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしてございます。

続きまして、６９ページをお開きいただきます。議案第８７号でございます。常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市総合福祉会館。指定管理者となる団体の名称は、株式会社暁興産。指定の期間は平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、常陸太田市総合福祉会館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、７０ページをお開きいただきます。議案第８８号でございます。常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市天下野診療所でございます。指定管理者となる団体の名称は、社団法人常陸太田市医師会。指定の期間は平成２５年４月１日から平成３０年３月３１日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、常陸太田市天下野診療所の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、７１ページをお開きいただきます。議案第８９号でございます。常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市里美歯科診療所でございます。指定管理者となる団体の名称は、常陸太田市歯科医師会。指定の期間は平成２５年４月１日から平成３０年３月３１日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、常陸太田市里美歯科診療所の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、７２ページをお開きいただきます。議案第９０号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例第５条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成２４年１２月７日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房でございます。指定管理者となる団体の名称は、茨城みずほ農業協同組合。指定の期間は平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、常陸太田市西金砂

そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第４ 議案第９１号ないし議案第９４号

○後藤守議長 次、日程第４、議案第９１号平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第９号）について、議案第９２号平成２４年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第９３号平成２４年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、議案第９４号平成２４年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、以上４件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、別冊の横長のつづりをごらんいただきます。１ページをお開きいただきます。

議案第９１号でございます。平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第９号）でございます。平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第９号）は次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８,４４０万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４９億５,０１６万１,０００円とする。第２条が繰越明許費、第３条が債務負担行為の補正、第４条が地方債の補正でございます。平成２４年１２月７日提出、市長名。

主な内容について、事項別明細書によりご説明させていただきます。

１０ページをお開きいただきます。歳入でございます。

初めに、１４款１項１目民生費国庫負担金の補正でございます。扶助費の増加に伴って、障害者自立支援給付費負担金３,２６９万４,０００円、生活保護費負担金２,４４２万９,０００円を増額いたしました。２項２目民生費国庫補助金におきましては、金砂郷庁舎解体工事の歳出減額に伴い、その財源としておりました災害ごみ処理費補助金を減額してございます。また、５目消防費国庫補助金の増額は、教育施設の耐震診断の財源として４８２万９,０００円を計上したものでございます。

１５款県支出金の補正でございますが、国庫支出金と同様、障害者自立支援給付費負担金の増額と災害ごみ処理費補助金の減額を計上したほか、母子保健事業、それから、予防接種の財源が見込まれるため、保健衛生費補助金２,２９３万４,０００円を計上いたしました。農林水産業費補助金につきましては、歳出予算に計上しております青年就農交付金の財源として２４０万２,０００円、金砂郷地区における間伐、下刈りなどの財源として、身近なみどり整備推進事業費補助金２９８万６,０００円を見込んでおります。

１１ページをお開きいただきます。１６款財産収入でございます。１項２目利子及び配当金において、基金利子１,５１７万円を計上いたしました。

１８款２項１目財政調整基金繰入金４,２３６万９,０００円の減額につきましては、歳出に対し

て歳入予算の増額が見込まれることから、財政調整基金の取り崩しを減額するものでございます。
3 項財産区繰入金の減額につきましては、小里財産区の議員選挙が無投票となったことから、財産区からの繰入金を減額いたしました。

2 0 款 4 項 3 目雑入 4, 9 7 9 万 3, 0 0 0 円につきましては、後期高齢者広域連合からの精算金を計上したものでございます。

1 2 ページをお開きいただきます。2 1 款市債でございますが、1 項 7 目合併特例事業債の補正につきましては、広域営農団地農道整備事業負担金の歳出増加に伴い、その財源とする市債 1 9 0 万円を計上したものでございます。

歳出は 1 3 ページからでございます。

2 款 1 項 3 目財政管理費 1, 3 1 2 万 8, 0 0 0 円の補正につきましては、それぞれの基金利子の積み立てを計上したものでございます。

1 5 ページをお開きいただきます。3 款 1 項 4 目の障害者福祉費の補正でございますが、不足が見込まれる自立支援給付費 6, 5 3 8 万 8, 0 0 0 円、地域生活支援費 4 8 2 万円を増額いたしました。

1 6 ページの生活保護費の補正につきましても、不足が見込まれる扶助費 3, 2 5 7 万 2, 0 0 0 円などを補正するものでございます。

1 7 ページでございます。5 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費の補正でございますが、新規就農者に対して農業経営が安定するまでの交付金 2 2 5 万円を予算化しております。また、2 項林業費 3 0 3 万 3, 0 0 0 円の補正につきましては、身近なみどり整備推進事業費補助金を活用して、大里生活環境保全林など金砂郷地区の間伐や下刈りを行うための費用でございます。

1 8 ページをお開きいただきます。7 款土木費の補正でございます。2 項 2 目道路維持費におきまして、道路維持補修工事 1, 5 0 0 万円、資材費 2 2 8 万 8, 0 0 0 円を追加いたしました。8 款 1 項 1 目常備消防費の補正につきましては、消防救急無線と通信指令業務の共同整備に係る負担金 5 7 5 万 2, 0 0 0 円を計上したものでございます。

また、1 9 ページの 5 目災害対策費におきまして、東日本大震災の記録誌を作成するため、委託料 1 6 3 万 8, 0 0 0 円を予算化いたしました。

1 9 ページの 9 款教育費でございますが、3 項 1 目学校管理費におきまして、北中学校体育館の耐震診断委託料 4 4 7 万 3, 0 0 0 円を計上しております。5 項 1 目社会教育総務費 3 5 万 2, 0 0 0 円の補正につきましては、西山研修所開設に伴いパンフレット印刷費や案内板の修繕など予算化いたしました。また、文化振興費の補正につきましては、西山荘の国文化財申請のための追加調査 2 7 万 3, 0 0 0 円、水戸徳川家墓所、瑞竜山の長屋門屋根保護工事に係る補助金 1 5 0 万円を計上したものでございます。

2 0 ページをお開きいただきます。1 3 目里美文化センター費におきまして、耐震診断委託料 5 1 8 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 款災害復旧費の 3 項 2 目社会教育施設災害復旧費におきましては、大里町来迎院阿弥陀堂の災害復旧費補助金 2 1 0 万円、それから、2 1 ページの 4 項 1 目庁舎等施設災害復旧費におき

まして、金砂郷庁舎の解体・復旧に係る契約差金5,244万円を減額いたしました。

5ページにお戻りいただきます。繰越明許費でございます。9款3項中学校耐震診断事業447万3,000円、5項社会教育費里美文化センター耐震診断事業518万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページに債務負担行為がございます。来年4月当初からの業務開始に当たり、年度中に入札に付すなどの事務を進める必要があるもの9件につきまして、債務負担行為を行うものでございます。

7ページは地方債の補正でございます。先ほど歳入予算で説明申し上げました合併特例事業費の限度額を増額し、限度額合計24億3,700万円を24億3,890万円に変更するものでございます。

続きまして、議案第92号でございます。平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億372万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,443万1,000円とする。平成24年12月7日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、保険給付費の増などに伴う補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

第3款1項1目の療養給付費等負担金及び2項1目の財政調整交付金並びに2目の出産育児一時金補助金につきましては、保険給付費の増に伴うものでございます。3目の国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に係る保険税等の減免による損失補填に充てるものでございます。

第6款2項1目財政調整交付金につきましては、保険給付費の増に伴うものでございます。

第9款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

次、7ページをお開きいただきますが、歳出でございます。

第2款1項の療養諸費及び2項の高額療養費につきましては、一般被保険者の保険給付費の増によるものでございます。

続きまして、議案第93号でございます。議案第93号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,772万1,000円とする。平成24年12月7日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、保険料軽減額に相当する保険基盤安定負担金の確定及び過年度保険料還付金の増額に伴う補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

第3款の繰入金でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の歳出補正に係る財源につきまして、一般会計からの繰り入れによるものとして予算調整を行うものでございます。

第5款の諸収入につきましては、保険料還付金の歳出補正に係る財源につきまして、茨城県後

期高齢者医療広域連合から納付されるため予算調整を行うものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

第3款の諸支出金につきましては、保険料の災害減免決定により過年度保険料が減額されたため、還付金が発生したことによるものでございます。

続きまして、議案第94号でございます。議案第94号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,598万4,000円とするものでございます。平成24年12月7日提出、市長名。

6ページからの事項別明細でご説明させていただきます。まず、歳入でございます。

7款1項4目のその他の一般会計繰入金の第1節につきましては、職員の産休による臨時職員雇用に伴う増、第2節につきましては、歳出の減に伴う歳入の減額補正でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、歳入で申し上げました職員の産休による臨時職員雇用に伴う人件費分の増額補正でございます。

1款4項1目趣旨普及費につきましては、当初、周知用ガイドブックの全世帯配布を予定しておりましたが、制度の周知を同時期発行の市民ガイドブックで行ったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月11日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時06分散会